

佐野市告示第 215 号

城山公園駅北駐車場の使用料の徴収事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により城山公園駅北駐車場の使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和4年9月30日

佐野市長 金子 裕

1 受託者の所在地及び名称

足利市葉鹿町1丁目30番地1

株式会社 サミエル

2 委託期間

令和4年10月1日から令和5年3月31日まで